

各 位

会 社 名 株 式 会 社 倉 元 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 聡
(J A S D A Q ・ コ ー ド 5 2 1 6)
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 部 長 関 根 紀 幸
電 話 0 2 2 8 3 2 5 1 1 1

平成 20 年 12 月 期 計 算 書 類 に 対 す る 監 査 意 見 不 表 明 に 関 す る お 知 ら せ

平成 20 年 12 月 期 の 計 算 書 類 お よ び そ の 附 属 明 細 書 な ら び に 連 結 計 算 書 類 に つ き ま し て 、 会 計 監 査 人 より 会 社 法 第 4 3 6 条 第 2 項 第 1 号 お よ び 会 社 法 第 4 4 4 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ く 監 査 に つ い て 、 監 査 意 見 を 表 明 し な い 旨 の 監 査 報 告 を 受 領 い た し ま し た の で 、 下 記 の と お り お 知 ら せ い た し ま す 。

記

1 . 背 景 お よ び 概 要

当 社 は 平 成 2 0 年 1 2 月 期 末 に お い て 5 期 連 続 の 当 期 純 損 失 を 計 上 し 、 ま た 、 取 引 金 融 機 関 に 対 し 借 入 金 の 返 済 猶 予 の 依 頼 を し て い る 状 況 に あ る こ と か ら 、 計 算 書 類 に 「 継 続 企 業 の 前 提 に 重 要 な 疑 義 を 抱 か せ る 事 象 又 は 状 況 」 の 注 記 を 記 載 し て お り ま す 。

(参 考)

当 社 グ ル ー プ は 当 連 結 会 計 年 度 に お い て 、 抜 本 的 な 経 営 体 質 の 改 善 及 び 収 益 基 盤 の 強 化 を 実 施 し た こ と に よ り 2 期 連 続 で 営 業 利 益 ・ 経 常 利 益 を 確 保 し た も の の 、 子 会 社 ヘ ル ツ 電 子 (株) の 事 業 廃 止 に 伴 う 減 損 損 失 の 計 上 等 か ら 純 損 失 を 計 上 し 5 期 連 続 の 純 損 失 を 余 儀 な く さ れ ま し た 。

一 方 、 サ ブ プ ラ イ ム ロ ー ン に 端 を 発 し た 金 融 危 機 の 影 響 に よ る 受 注 の 落 込 み は 新 年 度 に 更 に 深 刻 化 し て い る こ と か ら 、 当 社 は 、 取 引 金 融 機 関 に 対 し て 、 短 期 借 入 金 及 び 長 期 借 入 金 の 返 済 猶 予 の 依 頼 を し て お り ま す が 、 現 時 点 で は 同 意 を 得 ら れ て い な い 金 融 機 関 も あ る こ と か ら 引 き 続 き 同 意 を い た だ け る よ う 要 請 を 継 続 し て お り ま す 。

当 社 グ ル ー プ は 将 来 の 成 長 を 確 実 な も の と す る た め に ス リ ム 化 を 図 る と 共 に 構 造 改 革 に 取 り 組 み 、 抜 本 的 な 収 益 構 造 の 改 善 が 必 要 と 判 断 し 、 下 記 の 諸 施 策 を 実 施 し て お り ま す 。 特 別 転 進 支 援 制 度 を 導 入 し て 希 望 退 職 募 集 を 行 う こ と と 体 質 の 改 善 及 び 収 益 基 盤 の 強 化 が 必 要 で あ る と 判 断 し 、 平 成 2 1 年 度 に 下 記 の 諸 施 策 を 実 施 し て 参 り ま す 。

特 別 転 進 支 援 制 度 を 導 入 し 、 社 員 の 約 半 数 に あ た る 3 5 0 名 程 度 の 希 望 退 職 者 の 募 集 を 行 う 。

工 場 集 約 ・ 再 編 に よ り 固 定 費 を 圧 縮 し 、 売 上 減 少 の 環 境 下 で も 採 算 の 取 れ る 体 制 を 構 築 す る 。

そ の た め 、 売 上 減 少 の 環 境 下 で も 採 算 の 取 れ る 体 制 が 構 築 で き る ま で 、 役 員 報 酬 及 び 役 職 手 当 の 削 減 等 を 継 続 し 早 急 に 収 益 体 質 の 構 造 を 構 築 す る 。

当 社 独 自 の 技 術 を 更 に 高 め 、 主 要 顧 客 へ の 提 案 を 強 化 す る こ と に よ り 売 上 高 の 確 保 を 図 る 。

シ ナ ジ ー 効 果 の 少 な い 子 会 社 (株) セ ル コ を 売 却 す る こ と に よ り 、 倉 元 製 作 所 の 構 造 改 革 資 金 に 充 当 す る 。

(株) 倉 元 製 作 所 へ の 依 存 度 の 高 い (株) 倉 元 マ シ ナ リ ー に つ い て は 、 (株) 倉 元 製 作 所 が 当 面 設 備 投 資 を 圧 縮 す る こ と か ら 、 「 脱 (株) 倉 元 製 作 所 」 を 図 り 、 (株) 倉 元 製 作 所 外 へ の 売 上 増 加 に よ り 企 業 価 値 を 高 め て い く 。

こ れ ら の 諸 施 策 に つ い て は 毎 月 、 経 営 会 議 に お い て 進 捗 状 況 を 把 握 し 経 営 体 質 の 改 善 及 び 収 益 基 盤 の 強 化 を 強 力 に 推 進 し て 参 り ま す 。

一 方 、 平 成 2 0 年 度 に お い て は 、 主 要 顧 客 の 事 業 売 却 に よ り 経 営 見 通 し が 立 た ず 資 金 負 担 が 嵩 ん だ 子 会 社 ヘ ル ツ 電 子 (株) の 事 業 廃 止 に よ り 業 績 不 振 部 門 を 切 り 離 す こ と が 完 了 し た こ と か ら 、 今 後 は 研 磨 布 事 業 に 経 営 資 源 を 集 中 し 当 社 の 研 磨 事 業 と の 相 乗 効 果 を 更 に 高 め 収 益 の 柱 と し て 育 成 し て 参 り ま す 。

当 社 グ ル ー プ は 平 成 2 1 年 度 諸 施 策 を 着 実 に 実 行 し 、 事 業 の 再 生 を 果 た す と 共 に 安 定 し た 財 務 基 盤 を 持 つ 企 業 へ と 再 建 し て 参 り ま す 。

要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

企業の計算書類（会社法規定）や財務諸表（金融商品取引法規定）は、継続企業であることを前提として作成されます。当社の計算書類や財務諸表についても、継続企業であることを前提として作成されておりますが、上記に記載のとおり、当社の継続企業の前提は希望退職者募集等を含む構造改革の進展と取引金融機関への借入金の返済猶予の可否に依存していると認識しております。

このたび、会社法規定の計算書類の監査において、会計監査人である九段監査法人は、当社の継続企業の前提である希望退職者募集等を含む構造改革の進展と取引金融機関への借入金の返済猶予の可否について当該監査時点においては適正な監査意見を表明するための合理的な基礎をえることができないと判断いたしました。これにより会社法第 436 条第 2 項第 1 号および会社法第 444 条第 4 項の規定に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしました。

2. 監査報告書の記載内容

連結計算書類に対する監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当九段監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社倉元製作所の平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末において 5 期連続の当期純損失を計上し、また、取引金融機関に対し借入金の返済猶予の依頼をしている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための会社の対応は、当該注記に記載されているとおりであるが、希望退職者が社員の約半数と規模が大きく、また、希望退職者の最終決定人数が未確定であり、工場の集約等及び生産調整を含め、生産体制の大きな変化を前提とした経営計画の合理性を現時点で判断することはできない。また、取引金融機関に対する借入金の返済猶予について合意に至っておらず、今後の支援について不確実な部分がある。このため、継続企業を前提として作成されている上記の連結計算書類に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、上記事項の連結計算書類に与える影響の重要性に鑑み、当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に対する監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当九段監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社倉元製作所の平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの第 34 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した

会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度末において5期連続の営業損失を計上し、また、取引金融機関に対し借入金の返済猶予の依頼をしている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための会社の対応は、当該注記に記載されているとおりであるが、希望退職者が社員の約半数と規模が大きく、また、希望退職者の最終決定人数が未確定であり、工場の集約等及び生産調整を含め、生産体制の大きな変化を前提とした経営計画の合理性を現時点で判断することはできない。また、取引金融機関に対する借入金の返済猶予について合意に至っておらず、今後の支援について不確実な部分がある。このため、継続企業を前提として作成されている上記の計算書類及び附属明細書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の計算書類及び附属明細書が、上記事項の計算書類及び附属明細書に与える影響の重要性に鑑み、当該計算書類及び附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3．計算書類の承認について

計算書類の意見不表明に伴い、株主総会の決議事項として計算書類の承認を附議します。

4．有価証券報告書における監査報告書への影響について

今回の監査意見不表明の判断は、連結計算書類および計算書類の監査時点（本日受領した平成21年2月27日付監査報告書）におけるものであります。

財務諸表（有価証券報告書）につきましては、現在監査中であり、最終的な監査報告を受領次第、速やかに開示いたします。

5．今後の展開

当社といたしましては、今回の監査法人の監査意見不表明に至った事由を早期に解消すべく、取引金融機関への借入金の返済猶予を確保するとともに希望退職者募集等を含む構造改革を断行することを経営の最優先課題として取り組んでまいります。

以上